貸借対照表の公告について

1. NPO法人は、NPO法第 28 条の 2 第 1 項により、毎事業年度、貸借対照表を作成後、遅滞なく、定款で定めた方法により自ら公告しなければなりません。所轄庁への事業報告書等の提出とは別の義務ですので、まず自法人の定款に定める公告方法を確認してください。この制度は平成 28 年のNPO法改正により設けられ、平成 30 年 10 月 1 日に施行されました。これに伴い、従来の「資産の総額」の登記は廃止されています。貸借対照表を公告しなかった場合には、過料の規定があります（NPO法第 80 条第 7 号）。

2. 貸借対照表の公告方法には、官報、日刊新聞紙、電子公告（法人のホームページや内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄への掲載など）、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示があります。実際に行うべき方法は、各法人の定款の定めによって異なります。定款どおりに公告していない場合は、定款に定める方法により、必要な期間の公告を行ってください。

3. 公告の回数・期間は、公告方法により次のとおりです。
(1) 官報又は日刊新聞紙　1 回掲載します（有料）。
(2) 電子公告　貸借対照表の作成の日から起算して 5 年を経過した日を含む事業年度の末日まで、継続して掲載します。
(3) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示　公告開始後 1 年を経過する日まで掲示します。

4. 定款の公告方法が「法人の掲示場への掲示及び官報への掲載」のままの場合、貸借対照表についても毎年度、その両方で公告する必要があります。官報掲載には費用がかかるため、貸借対照表に限って電子公告又は主たる事務所への掲示とする方法もあります。公告方法を変更する場合は、あらかじめ社員総会で定款変更を議決してください。

5. 所轄庁が、法人から提出された貸借対照表を内閣府NPO法人ポータルサイトの「所轄庁入力情報」に掲載していても、それだけでは法人自身による公告にはなりません。同サイトを公告方法とする場合は、法人が利用者登録を行い、「法人入力情報」欄に自ら貸借対照表を掲載する必要があります。所轄庁への提出と法人による公告を混同しないようご注意ください。

6. 公告方法を変更する場合は、モデル定款第 52 条を参考にしてください（『NPO法人の手引 1 設立・運営編』50 ページ）。モデル定款では、一般の公告方法を定めたうえで、ただし書により貸借対照表のみ別の公告方法を定めています。公告方法の変更は所轄庁の認証を要しない事項ですが、社員総会の議決後、定款変更届出書の提出が必要です。

> （公告の方法）
> 第 52 条　この法人の公告は、掲示場への掲示及び官報掲載により行う。ただし、貸借対照表は、〇〇に掲載して行う。

7. 内閣府NPO法人ポータルサイトへの登録方法
https://www.npo-homepage.go.jp/news/1806news-npo-info　貸借対照表の登録
https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation　アカウント登録
https://www.npo-homepage.go.jp/about/houjin-info/npohoujin-touroku　情報登録